

## 平成26年度第1回 世田谷区入札監視委員会 議事概要

開催日時：平成26年12月11日（木）午後1時～3時

場 所：世田谷区役所第一庁舎5階庁議室

出席委員：中川委員、三浦委員、若松委員

事務局：財務部経理課、教育委員会事務局教育総務課

### 【会議次第】

#### 1 開 会

#### 2 報告事項

- (1) 世田谷区における公契約条例の制定について
- (2) 入札・契約制度改革について
- (3) 平成25年度下半期及び平成26年度上半期 契約締結状況等について
- (4) 指名停止及び入札参加除外措置について

#### 3 議 事

平成25年度下半期及び平成26年度上半期 抽出契約案件の審議について

#### 4 閉 会

### 【会議概要】

#### 1 報告事項

- (1) 世田谷区における公契約条例の制定について、事務局より報告。

世田谷区では、入札・契約制度の改善、受注環境整備、公共事業の品質確保等のため、「世田谷区公契約条例」及びその施行規則を制定した。

(公布)平成26年9月30日

(施行)平成27年4月1日

区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00135058.html>

- (2) 入札・契約制度改革について、事務局より報告。

最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定範囲等の見直しについて  
設定範囲の変更

〔変更前〕予定価格の10分の8.5から3分の2まで

〔変更後〕予定価格の10分の9から10分の7まで

区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00123233.html>

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価に係る特例措置について  
(主旨)

国が平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価(「新労務単価」という)は、平成25年度当初の公共工事設計労務単価(「旧労務単価」という)に比して、全国平均で7.1%の上昇となっている。

公共工事設計労務単価が大幅に上昇した平成25年度当初と同様、国が特例措置を定め、各自治体についても、新労務単価の早期適用とともに、国の措置を参考に適切な運用に努めるよう要請があったことをうけて、世田谷区においても、2月20日以降に公告する案件から新労務単価を適用するとともに、国と同様の特例措置を講じることとした。

(特例措置の内容)

平成26年2月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものを対象とする(ただし、工期が平成26年3月31日までのものを除く)。受注者は、工事請負契約約款第5.2条等の規定により、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができる。

なお、区は受注者に対し、特例措置の対象であることを個別に通知する。

工事請負契約における現場代理人の常駐義務緩和について  
(主旨)

工事請負契約の的確な履行を確保するため、現場代理人の工事現場への常駐を義務づけているが、国が定める公共工事標準請負契約約款では、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に現場代理人の常駐を要しないことができるものとされた(平成22年7月改正)。

これを受けて世田谷区では、通信手段の発達や厳しい経営環境下における施工体制の合理化にも配慮し、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和することとした。

区ホームページ参照

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/166/825/d00131462.html>

平成25年度総合評価競争入札の試行状況について

平成25年度における総合評価競争入札(試行)の実施は24件。

道路舗装工事 11件、一般土木工事 1件、建築工事 3件

運動場施設 2件、電気工事 2件、給排水工事 2件、造園工事 3件

なお、平成26年度より本格実施に移行する。

(3) 平成25年度下半期及び26年度上半期 契約締結状況等について、事務局より報告。

平成25年度下半期工事請負契約締結状況・・・130件

一般競争入札(75件) 指名競争入札(10件) 随意契約(45件)

平成26年度上半期工事請負契約締結状況・・・180件

一般競争入札(130件) 指名競争入札(9件) 随意契約(41件)

(4) 指名停止及び入札参加除外措置について、事務局より報告。

指名停止運用状況・・・7件

「世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱」に基づく入札参加除外措置  
運用状況・・・1件

## 2 議 事

平成25年度下半期及び26年度下半期 抽出契約案件の審議について  
各委員が抽出した3案件について審議した。

### (1) 審議対象案件

世田谷区立砧図書館改修機械設備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 落札率が98.94%と高いが、どのような理由が考えられるか。</li><li>・ 本件は総合評価競争入札制度を適用した案件だが、今後一般競争入札と総合評価競争入札はどのような基準や割合で実施していくのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本件は予定価格が公表であったこと、事業者は図面・参考内訳等から工事費を積算しており、比較的容易な積算であったことから、区側の積算と近似したものと考えられる。</li><li>・ 世田谷区では、平成26年度から総合評価競争入札制度を本格実施している。原則として、予定価格が2,500万円以上で、高度な技術力等が求められるものを対象に、工事所管課と調整を図って選定している。 平成25年度の対象案件は24件であった。件数については、技術面での難易度や入札の競争性の確保を考慮しながら、今後検討を進めていく。</li></ul>

世田谷区役所第二庁舎照明器具更新及び石綿撤去工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・本件は随意契約ということだが、何か特殊な理由があったのか。</p>	<p>・本件は、年末年始の9日間という短い工期の中で、既存の天井材並びにアスベストの撤去、LED 化工事を確実に行わねばならないものだった。</p> <p>この条件を満たすのは、世田谷区役所第二庁舎の建設時の施工者であり、過去の改修工事についての施工データを保有する当該事業者のみであると判断し、随意契約をすることとした。</p>

仮称世田谷区下馬複合施設新築機械設備工事

委員の主な意見・質問	区の主な説明・回答
<p>・落札率が99.79%と高いが、どのような理由が考えられるか。また業者間の入札金額が僅差であるが、考えられる理由はあるか。</p>	<p>・本件は、審議案件と同様に、予定価格を事前に公表した案件である。事業者は、区からの図面や参考内訳等を参考に積算するが、比較的容易な積算であり、各メーカーの機材の実勢価格はインターネット等で容易に判明することから、区の予定価格と業者の見積りが近似したものと考えられる。</p> <p>また、本工事は一般的な新築工事で特殊な工法や材料を含まず、配管類の数量も参考内訳に明示されていることから、事業者間の積算価格に大きな差が生じなかったと考えられる。</p>

(2) 審議結果

審議対象案件について様々な質問や意見等が出されたが、個別の案件や入札契約手続きに関して、特に区に対し具申すべき点、又は改善すべき点はなかった。